都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十三年三月十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　許可番号

平成二十二年一月二十六日奈良県指令建第八四―一二二号

平成二十二年三月十二日奈良県指令建第八四―一二二―一号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成二十三年三月三日建第七四九〇号

公共施設に関する工事の検査済証　平成二十三年三月三日建第四五九五号

三　開発区域に含まれる地域

北葛城郡河合町大字川合一〇一番地ノ一、一〇五番地ノ一一、一〇五番地ノ一七、一〇五番地ノ一八、一〇五番地ノ一九、一〇五番地ノ二〇、一〇六番地ノ一、一四〇番地、一四三番地、一六九番地、一七五番地の一部、一二三〇番地、一二三一番地、一二五五番地の一部、一二五七番地の一部、一二六三番地の一部、一二六四番地の一部及び一二六七番地

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡河合町大字川合一〇一番地ノ一

株式会社ヒラノテクシード　取締役社長　三浦日出男

五　公共施設の種類、位置及び区域

道路　北葛城郡河合町大字川合一七五番地、一二五五番地、一二五七番地及び一二六四番地の各一部